兵庫県淡路市

- 1 視察日時及び場所
 - (1) 日時 平成30年7月18日(水) 午後1時~午後2時45分
 - (2) 場所 淡路市防災あんしんセンター
- 2 視察項目

淡路市における防災・減災の取組について

○ 説明内容(要点筆記)

1 淡路市の被災状況について

(1) 阪神淡路大震災について

今から23年前の平成7年1月17日に淡路市北部(現:北淡町)を震源とする 震度7の地震が発生し、断層が横にずれることによって大きなエネルギーが一挙 に解放されるタイプの地震、今でいうところの内陸・都市直下型の地震であった。

朝 5 時 46 分の発災であったこともあり、まだ寝ている方も多く、また当時はまだ木造の家屋もほとんどであったことに加え、昔ながらの築年数の経過した家屋も多かったため、多くの方が被害に遭った。

震災発生に対する対応についてであるが、発災当時の町役場では、すぐに災害対策本部が設置され、人命の救助を最優先として、職員が災害対応に従事し、被害状況の確認、避難所の開設運営などに携わっていた。なお、地元の消防団の活躍により、地震が発生した夕刻には全住民の安否確認が完了した。

震災の特徴としては、「大体この時間であれば、あそこの家の人は寝ているだろう。」であるとか、「どこにいる」、「何をしている」ということが近隣住民同士で共有されていたこと、いわゆる田舎ならではの緊密な近所づきあいにより、迅速な救助活動が展開され地元住民や消防団による自助・共助がうまく機能したことが特徴である。

救助主体の割合をみても、近隣住民に助けられた人が全体の 77%を占めており、残りの 23%については、消防や警察、自衛隊により助けられたとのデータが出ている。

被害状況を見ると、市全体で 58 名の尊い命が失われており、重軽傷者合わせると、1,235 名の方が被害に遭われている。住家被害については全壊、半壊等を合わせて 17,100 戸と多大な被害が生じ、市内に開設した 45 か所の避難所で延べ129,165 人が避難所生活を送った。建造物等では、当時淡路市では木造建築、瓦屋根の家屋が多かったということで、資料中の写真のように倒壊し、下の車を押しつぶしてしまう家があったり、山間部も多くあるので、山間部に面した道路では、地すべり等で道路が陥没したりしてしまう被害も多くあった。

現在では、震災発生から 23 年が経ち、土地区画整理事業や道路整備等多額の 事業費をかけ、現在の姿まで復興を進めてきている。事業年度については、長い もので平成21年度までのものもあり、長い間にわたって、復旧復興に努めてきたところである。

震災を受け、浮かび上がってきた課題についてであるが、震災が起こるまでは 地震は起こりにくいと考えられてきたところがあり、そのような事前の知識や経 験もなかったこと、また早朝の発災ということで情報伝達もうまくいかず、被害 が大きくなってしまったことが課題として挙げられる。

また、防災体制の強化はもちろんのことであるが、市民に対して防災意識の啓発をしていくかということも、課題として浮かび上がった。

(2) 豪雨災害について

淡路市は、地震だけではなく豪雨災害というものも毎年のように発災いしている。平成16年及び平成26年に発生した台風の際には、島内3市ともに甚大な被害を受け、市内の育波というところでは川の端を走る道路が陥没してしまったり、隣の洲本市では洲本川が氾濫し橋が流されてしまったり、車が橋げたに引っかかってしまったりする被害が生じた。

洲本川の氾濫は、道路がどこにあるのかわからないような状況になり、県の施設である県民局も、本来であれば災害復旧と応急対応に当たらなければならない施設であるが、資料の写真のように車が浮いていて対応ができない状況であった。

平成23年になると、台風第15号による被害ということで旧津名町にある志筑という地区では1時間に77mmという激しい雨量により大きな浸水被害が発生し、169棟の家屋が床上浸水の被害にあった。

2 阪神淡路大震災後の淡路市の取組

(1) 防災担当組織の人員について

平成 22 年度より危機管理部を設置し、部長以下 2 課体制で各種災害や火災等の対応にあたっている。2 課の内容については、危機管理課が自然災害と担当し、消防防災課が火災関係を担当している。危機管理部以外にも旧町ごとに事務所が設置されており、各事務所に消防防災担当が配置されている。

(2) 災害時における職員

大きな災害に見舞われた経験を生かし、災害時における職員の配備体制について「淡路市職員災害初動マニュアル」を整備しており、災害の規模に応じ、各職員がどこに配備されるか記載されている。

こちらから連絡がなくても該当する警報等が発令されれば、自動的に参集場所 へ参集できる体制をとっている(資料「災害初動時の行動のポイント」参照)。

先日の大阪北部地震を例に挙げると、淡路市でも震度4を観測したので、警戒 配備体制に該当し、職員は各々該当する参集場所へ配備されることとなるため、 各自行動することになる。 この配備体制の連絡体制については、登録制のメール「ひょうご防災ネット」 により配備体制の連絡をとっている。

旧町の事務所については、災害時には現地対策部ということで、こちらの防災 あんしんセンターと TV 会議によって情報共有を図っている。

(3) 被災状況を踏まえた各種計画等の策定・見直し

淡路市では、阪神淡路大震災や台風、豪雨災害等の教訓や東日本大震災の津波、近年の社会構造の変化を踏まえ、「災害に強いまちづくり」をテーマに地域防災計画を改定した。

また、淡路市防災ガイドについても、兵庫県が想定している津波浸水想定などを 勘案して平成26年度に改定を行い、翌年5月に全戸配布をしている。

また、いつでも携帯して頂けるようにということでホームページ上にポータブル版を掲載している。こちらはハザードマップだけではなく、各種災害が発生した際の避難場所であるとか、避難方法、市の情報収集の手段などを掲載している。

さらに平成29年度には、これらを踏まえ淡路市では全庁的な業務継続計画(BCP) を策定している。

(4) 市民防災意識の啓発や地域との連携した取組について

まず、防災意識の啓発の情報の伝達の充実についてというところで、阪神淡路大震災当時、各旧町ともに住民に一斉に情報伝達をする術がなく、情報伝達まで間があったり、情報が誤っていたりすることがあった。そういったことを踏まえ、震災以降防災無線の整備を進め、平成17年には市内全域に整備が完了した。平成22年度には全ての家庭に戸別受信機を配布し、また、平成28年度からは、放送内容が聞こえにくい地域もあるので、放送内容を電話で聞くことが出来るサービスを実施している。

喜多方市では、V-Low を導入したと聞いているので、この部分については喜多方市の法が進んでいると思う。淡路市では、防災無線により伝達しており、デジタル化については今後検討していくことになっている。

また、淡路市では、河川氾濫のほかに高潮被害も発生することがあり、そういったことに対応するため、市内の2つの漁港の港湾と1つの河川において状況をリアルタイムで確認できるように監視カメラを設置し、インターネットで配信している。

また、地域における防災意識の啓発ということで、地域の集まりがある際に呼んで頂き、阪神淡路大震災の経験や東日本大震災における津波被害、豪雨差災害の被害について講話を行っている。平成23年度から取り組んでいるが、大規模災害の発生した年は実績が多くなっているところである。

次に、地域と連携した取組ということで申し上げると、1つは淡路市総合防災訓練というものを年1回、旧5町の持ち回りで実施している。

また、地域防災力の向上を目指し、認可資格である防災士の養成に係る補助金を 設けている。やはり、大きな災害が発生すると市の職員だけでは対応できないとい う場合が想定されるので、そういった際に市民の方の中から防災を担う防災士を養成したいという思いから、防災士の資格取得に係る費用の一部を補助する制度を設けている。

さらに、防災組織についても力を入れており、拠点設置についても補助金を設けている。各団体1度に限り40万円を上限として補助をしている。これについては、地域で行う防災訓練や防災資材の購入に係る費用について補助対象としている。

(5) 淡路市防災あんしんセンターの設置概要等について

まず、設置の経緯についてであるが、広域防災・救援拠点として、また、平常時には住民や来庁者の交流の場、憩いの場となることで、住民参加による地域防災力の向上を図るとともに災害ボランティア育成による救援・支援体制の強化を目的として設置された。

この防災あんしんセンターの位置づけであるが、先ほど申し上げたとおり、市の防災・救援拠点として位置づけられており、2階には防災センターが設置されている。1階は給食センターになっており、災害時にはそちらの方から炊き出しを行い、避難所の方に食糧を配布するという役割になっている。1回で大体3,800食の炊き出しが可能である。

2階の防災センターには、危機管理部の執務室をはじめ、防災システムや多目的ホール、待機室などを整備している。災害時には、市の災害対策本部や各係員が詰める場所となっており、平常時には、市の各種会議や研修等で活用しており、また、調理室もあるので、そちらについては市民の方が利用できることになっている。

防災あんしんセンターとその周辺施設についても防災上の役割を担っており、隣には駐車場とフットサル場があるが、駐車場については消防・警察の活動拠点として利用されることとしている。

施設の横には淡路市防災倉庫を整備しており、食糧や水、毛布、トイレットペーパー等を年次計画に沿って計画的に整備しているところである。また、旧町ごとにも防災倉庫を整備しており、災害時にはそこから各避難所へ物資を輸送する流れとなっている。

防災あんしんセンターに隣接している屋内練習場(フットサル場)については、 災害時には救援物資の保管や仕分け作業に使うことを想定している。また、芝生広 場については、災害時には自衛隊の活動拠点として活用することを予定している。 地下には緊急貯水槽があり本館と連結しており、揺れが起きたらそちらの方に流れ 出るような仕組みになっており、そちらから給水等に利用する予定である。

※ 質疑終了後に防災あんしんセンターの施設見学を実施。

兵庫県淡路市

- 1 視察日時及び場所
 - (1) 日時 平成30年7月18日(水) 午後1時~午後2時45分
 - (2) 場所 淡路市防災あんしんセンター
- 2 視察項目

淡路市における防災・減災の取組について

○ 説明内容(要点筆記)

1 淡路市の被災状況について

(1) 阪神淡路大震災について

今から23年前の平成7年1月17日に淡路市北部(現:北淡町)を震源とする 震度7の地震が発生し、断層が横にずれることによって大きなエネルギーが一挙 に解放されるタイプの地震、今でいうところの内陸・都市直下型の地震であった。

朝 5 時 46 分の発災であったこともあり、まだ寝ている方も多く、また当時はまだ木造の家屋もほとんどであったことに加え、昔ながらの築年数の経過した家屋も多かったため、多くの方が被害に遭った。

震災発生に対する対応についてであるが、発災当時の町役場では、すぐに災害対策本部が設置され、人命の救助を最優先として、職員が災害対応に従事し、被害状況の確認、避難所の開設運営などに携わっていた。なお、地元の消防団の活躍により、地震が発生した夕刻には全住民の安否確認が完了した。

震災の特徴としては、「大体この時間であれば、あそこの家の人は寝ているだろう。」であるとか、「どこにいる」、「何をしている」ということが近隣住民同士で共有されていたこと、いわゆる田舎ならではの緊密な近所づきあいにより、迅速な救助活動が展開され地元住民や消防団による自助・共助がうまく機能したことが特徴である。

救助主体の割合をみても、近隣住民に助けられた人が全体の 77%を占めており、残りの 23%については、消防や警察、自衛隊により助けられたとのデータが出ている。

被害状況を見ると、市全体で 58 名の尊い命が失われており、重軽傷者合わせると、1,235 名の方が被害に遭われている。住家被害については全壊、半壊等を合わせて 17,100 戸と多大な被害が生じ、市内に開設した 45 か所の避難所で延べ129,165 人が避難所生活を送った。建造物等では、当時淡路市では木造建築、瓦屋根の家屋が多かったということで、資料中の写真のように倒壊し、下の車を押しつぶしてしまう家があったり、山間部も多くあるので、山間部に面した道路では、地すべり等で道路が陥没したりしてしまう被害も多くあった。

現在では、震災発生から 23 年が経ち、土地区画整理事業や道路整備等多額の 事業費をかけ、現在の姿まで復興を進めてきている。事業年度については、長い もので平成21年度までのものもあり、長い間にわたって、復旧復興に努めてきたところである。

震災を受け、浮かび上がってきた課題についてであるが、震災が起こるまでは 地震は起こりにくいと考えられてきたところがあり、そのような事前の知識や経 験もなかったこと、また早朝の発災ということで情報伝達もうまくいかず、被害 が大きくなってしまったことが課題として挙げられる。

また、防災体制の強化はもちろんのことであるが、市民に対して防災意識の啓発をしていくかということも、課題として浮かび上がった。

(2) 豪雨災害について

淡路市は、地震だけではなく豪雨災害というものも毎年のように発災いしている。平成16年及び平成26年に発生した台風の際には、島内3市ともに甚大な被害を受け、市内の育波というところでは川の端を走る道路が陥没してしまったり、隣の洲本市では洲本川が氾濫し橋が流されてしまったり、車が橋げたに引っかかってしまったりする被害が生じた。

洲本川の氾濫は、道路がどこにあるのかわからないような状況になり、県の施設である県民局も、本来であれば災害復旧と応急対応に当たらなければならない施設であるが、資料の写真のように車が浮いていて対応ができない状況であった。

平成23年になると、台風第15号による被害ということで旧津名町にある志筑という地区では1時間に77mmという激しい雨量により大きな浸水被害が発生し、169棟の家屋が床上浸水の被害にあった。

2 阪神淡路大震災後の淡路市の取組

(1) 防災担当組織の人員について

平成 22 年度より危機管理部を設置し、部長以下 2 課体制で各種災害や火災等の対応にあたっている。2 課の内容については、危機管理課が自然災害と担当し、消防防災課が火災関係を担当している。危機管理部以外にも旧町ごとに事務所が設置されており、各事務所に消防防災担当が配置されている。

(2) 災害時における職員

大きな災害に見舞われた経験を生かし、災害時における職員の配備体制について「淡路市職員災害初動マニュアル」を整備しており、災害の規模に応じ、各職員がどこに配備されるか記載されている。

こちらから連絡がなくても該当する警報等が発令されれば、自動的に参集場所 へ参集できる体制をとっている(資料「災害初動時の行動のポイント」参照)。

先日の大阪北部地震を例に挙げると、淡路市でも震度4を観測したので、警戒 配備体制に該当し、職員は各々該当する参集場所へ配備されることとなるため、 各自行動することになる。 この配備体制の連絡体制については、登録制のメール「ひょうご防災ネット」 により配備体制の連絡をとっている。

旧町の事務所については、災害時には現地対策部ということで、こちらの防災 あんしんセンターと TV 会議によって情報共有を図っている。

(3) 被災状況を踏まえた各種計画等の策定・見直し

淡路市では、阪神淡路大震災や台風、豪雨災害等の教訓や東日本大震災の津波、近年の社会構造の変化を踏まえ、「災害に強いまちづくり」をテーマに地域防災計画を改定した。

また、淡路市防災ガイドについても、兵庫県が想定している津波浸水想定などを 勘案して平成26年度に改定を行い、翌年5月に全戸配布をしている。

また、いつでも携帯して頂けるようにということでホームページ上にポータブル版を掲載している。こちらはハザードマップだけではなく、各種災害が発生した際の避難場所であるとか、避難方法、市の情報収集の手段などを掲載している。

さらに平成29年度には、これらを踏まえ淡路市では全庁的な業務継続計画(BCP) を策定している。

(4) 市民防災意識の啓発や地域との連携した取組について

まず、防災意識の啓発の情報の伝達の充実についてというところで、阪神淡路大震災当時、各旧町ともに住民に一斉に情報伝達をする術がなく、情報伝達まで間があったり、情報が誤っていたりすることがあった。そういったことを踏まえ、震災以降防災無線の整備を進め、平成17年には市内全域に整備が完了した。平成22年度には全ての家庭に戸別受信機を配布し、また、平成28年度からは、放送内容が聞こえにくい地域もあるので、放送内容を電話で聞くことが出来るサービスを実施している。

喜多方市では、V-Low を導入したと聞いているので、この部分については喜多方市の法が進んでいると思う。淡路市では、防災無線により伝達しており、デジタル化については今後検討していくことになっている。

また、淡路市では、河川氾濫のほかに高潮被害も発生することがあり、そういったことに対応するため、市内の2つの漁港の港湾と1つの河川において状況をリアルタイムで確認できるように監視カメラを設置し、インターネットで配信している。

また、地域における防災意識の啓発ということで、地域の集まりがある際に呼んで頂き、阪神淡路大震災の経験や東日本大震災における津波被害、豪雨差災害の被害について講話を行っている。平成23年度から取り組んでいるが、大規模災害の発生した年は実績が多くなっているところである。

次に、地域と連携した取組ということで申し上げると、1つは淡路市総合防災訓練というものを年1回、旧5町の持ち回りで実施している。

また、地域防災力の向上を目指し、認可資格である防災士の養成に係る補助金を 設けている。やはり、大きな災害が発生すると市の職員だけでは対応できないとい う場合が想定されるので、そういった際に市民の方の中から防災を担う防災士を養成したいという思いから、防災士の資格取得に係る費用の一部を補助する制度を設けている。

さらに、防災組織についても力を入れており、拠点設置についても補助金を設けている。各団体1度に限り40万円を上限として補助をしている。これについては、地域で行う防災訓練や防災資材の購入に係る費用について補助対象としている。

(5) 淡路市防災あんしんセンターの設置概要等について

まず、設置の経緯についてであるが、広域防災・救援拠点として、また、平常時には住民や来庁者の交流の場、憩いの場となることで、住民参加による地域防災力の向上を図るとともに災害ボランティア育成による救援・支援体制の強化を目的として設置された。

この防災あんしんセンターの位置づけであるが、先ほど申し上げたとおり、市の防災・救援拠点として位置づけられており、2階には防災センターが設置されている。1階は給食センターになっており、災害時にはそちらの方から炊き出しを行い、避難所の方に食糧を配布するという役割になっている。1回で大体3,800食の炊き出しが可能である。

2階の防災センターには、危機管理部の執務室をはじめ、防災システムや多目的ホール、待機室などを整備している。災害時には、市の災害対策本部や各係員が詰める場所となっており、平常時には、市の各種会議や研修等で活用しており、また、調理室もあるので、そちらについては市民の方が利用できることになっている。

防災あんしんセンターとその周辺施設についても防災上の役割を担っており、隣には駐車場とフットサル場があるが、駐車場については消防・警察の活動拠点として利用されることとしている。

施設の横には淡路市防災倉庫を整備しており、食糧や水、毛布、トイレットペーパー等を年次計画に沿って計画的に整備しているところである。また、旧町ごとにも防災倉庫を整備しており、災害時にはそこから各避難所へ物資を輸送する流れとなっている。

防災あんしんセンターに隣接している屋内練習場(フットサル場)については、 災害時には救援物資の保管や仕分け作業に使うことを想定している。また、芝生広 場については、災害時には自衛隊の活動拠点として活用することを予定している。 地下には緊急貯水槽があり本館と連結しており、揺れが起きたらそちらの方に流れ 出るような仕組みになっており、そちらから給水等に利用する予定である。

※ 質疑終了後に防災あんしんセンターの施設見学を実施。

徳島県鳴門市

- 1 視察日時及び場所
 - (1) 日時 平成 30 年 7 月 19 日 (木) 午前 10 時~午前 11 時 26 分
 - (2) 場所 鳴門市役所
- 2 視察項目

第二期鳴門の学校づくり計画について

○ 説明内容(要点筆記)

1 第二期鳴門の学校づくり策定の背景について

第一期鳴門の学校づくり計画を策定した平成20年近辺は人口減少という大きな変革期を迎え、鳴門市においても著しい少子化に伴い小学校や幼稚園の維持が困難になる学校運営に支障をきたすのではないかという心配もあり、併せて学校施設の耐震化や情報化、国際化の進展もあり、学校を取り巻く環境が大きく変化しており、そのような中で、子ども達により良い教育環境を整えることが、行政、学校、保護者、地域社会全体の重要な全体であると考えた。

そこで、鳴門市における学校の望ましい規模等を考える適正規模や、地理的条件や地域性を考える適正配置について検討を進め第一期鳴門の学校づくり計画を策定することとした。

第一期計画のもと学校再編を進めてきたが、計画策定から8年が経過した平成28年には想定を上回るスピードで少子化が進んでおり、学校の小規模化が一層進んでいた。また、国の子ども子育て関連3法の成立を受け、就学前教育・保育の在り方が大きな転換を迎え、また、社会情勢に目を向けてもグローバル化や情報化の進展は著しく、その影響は教育現場にも大きな影響を及ぼしていた。さらに、東日本大震災以降、南海トラフ等の大規模災害を想定した安心安全の確保は社会全体の大きな課題となっていた。こうしたことに適切に対処し、鳴門市の子ども達が将来にわたってより質の高い教育を受けることが出来るよう、第一期計画を見直し、第二期計画を策定することとした。

第一期計画の終盤である平成27年10月に学校再編についてのアンケートを行った結果、小中学校の70%近くの保護者が学校再編を進めた方が良いとの再編推進の考えを示しており、その再編推進のうち再編方法についてはいくつかの意見に分かれた。

例えば、「小規模校を対象に近隣の学校を再編を進める」や「中学校区ごとに 再編を進める」、また「すべての学校を対象に再編を進める」といったように、 学校再編を進める上では保護者の意見を広く聴取し、地域に応じた施策を講じる ことが必要であるとわかった。

2 第二期鳴門の学校づくり計画の概要について

(1) 「適正規模」の基本的な考え方

第二期計画の基本的な考え方などについて、第一期計画と比較しながら説明をすると、まず適正規模についてであるが、多様な学習活動や集団活動のできる学級人数であること、各学年ともにクラス替えのできる複数学級があることとしていた第一期計画の考え方を引き継ぐこととし、さらに第二期計画では、より鳴門市の実情に即した計画となるよう、鳴門市の地理的条件や学校づくりの方向性、将来的な児童生徒数を総合的に勘案し、そのいずれかた満たしていれば適正規模であるとした。

(2) 「適正配置」の基本的な考え方

第一期計画では地域性を踏まえ旧町を適正配置の基本とし、旧町に一つ以上の小学校、中学校区に二つ以上の小学校があることとしていた。また、通学距離の負担軽減を図るためスクールバスの導入することや、既存施設の有効活用をすることを基本としていた。

第一期計画に基づき学校再編を進めてきた結果、中学校が6校から5校になったので、第二期計画では市全体の学校配置のバランスや地域性を踏まえ、この5校を基本とすることが望ましいとした。原則として一つの中学校区に2つ以上の小学校があることが望ましいとすることを引き継ぐものとしているが、中学校によっては、1中学校1小学校の規模となるような場合も想定されるので、そういった場合には小中一貫教育などの魅力ある学校づくりをするといった方向性を示している。再編した場合のスクールバスの導入や既存の施設の活用については第一期計画を引き継ぐこととしている。

(3) 再編の視点

第一期計画では複式学級の解消を図ること、新しい学校づくりを進めること、新しい学校づくり進める中で小中一貫教育校を設置すること、そして児童数確保のため新たな共通学区を設定することとしていた。このことについては、第一小学校と大津西小学校、林崎小学校と里浦小学校が平成21年度から新たな共通学区校として設定した。

第二期計画では、子ども達の学びの観点から複式学級を解消するとともに、再編の結果5校となった中学校の存続の方針を示した。また、新しい額を作るという観点からすでに瀬戸中学校区において取組を進めている幼小中一貫教育を推進していくことや、公立幼稚園の再編について就学前教育や保育の在り方を考えていくため検討するという視点を加えた。

(4) 再編の進め方

第一期計画では、より質高い教育を推進することとしている。各学校の置かれた状況を見定め適時を考慮した再編計画として、短期、中期、長期計画を設定し

ていた*1。なお、学校再編は規模の大小ではなく、対等な学校同士の統合として 進めることとしている。

第二期計画では、第一期計画同様に学校再編の目的は児童にとって望ましい教育環境を整備し、より質の高い教育を推進するためのものとした。再編期間は平成29年度から平成31年度までの10年間の期間の中で教育活動や環境の変化、各学校の状況などを踏まえて進めていくこととした。

再編を進めるにあたっては、学校の規模にかかわらず、それぞれの学校が持つ歴史や伝統を尊重し、保護者や地域の方々の思いに寄り添って緩やかに進めることにした。平成29年2月から市内小学校14校区で行った中間報告意見交換会では、適正規模とについてご意見やご質問を頂き、適正規模や複式学級、少人数学級について頂いた意見は第二期計画に反映した。

鳴門市では、具体的な数字ではなく、地理的条件や学校づくりの方向性、児童 生徒数を総合的に考え、いずれかを満たせば適正規模とし、小規模校区のメリットを生かした取組を進めるとした。

小中一貫教育についても、基本的な考え方を幼稚園から 11 年間の幼小中一貫教育に改め、小規模化した中学校区のデメリットを緩和し、メリットを生かしながら学力の向上や学校の活性化などを目指して取り組むことなどを第二期計画に反映させた。

(5) 学校の再編状況について

第一期計画末までの再編状況*2から第二期計画策定後の平成30年度末までに複式学級が続き、児童が在籍してない学年があるなど、再編を検討していた瀬戸小学校が休校し、同じく今後の入園児が見込まれない鳴門東幼稚園が休園した。これにより鳴門市では、休校が4校、休園が5園となり、今後は休校、休園の学校や幼稚園について、統合の検討をしていくこととなった。

また、現在自校努力により複式学級を解消している小学校についても、地域との意見交換会を設け、ご意見を頂きながら複式学級が維持できなくなった段階での再編を検討していくこととしている。なお、現在幼稚園についても適正規模の観点から再編の検討を始めている。

(6) 再編に関係する諸課題への取組について

今後再編を進めるにあたり子ども達ができるだけ不安を抱かないように学校 間の合同行事や交流学習等を積極的に積み重ね、子ども達が親密な状態になるよ う進めていく。

また、学校が地域シンボルであったり、地域の宝として多くの地域住民から親しまれ守られたりしていることから、保護者や地域の住民としっかりと話し合うことができる組織を設けることが望ましいと考えている。現在も鳴門市の状況や課題を見つめながら第二期計画に沿ってより質の高い教育を目指して学校再編や幼稚園の在り方について協議を重ね、計画を進めているところである。

香川県高松市

- 1 視察日時及び場所
- (1) 日時 平成30年7月18日(水) 午後3時~午後4時15分
- (2) 場所 高松市こども未来館

2 視察項目

たかまつミライエ(高松市こども未来館を含む複合施設)の施設見学

○ 施設概要及び説明内容

1 こども未来館について

こども未来館はたかまつミライエにおける中心となる施設であり、全6階のうち4階にわたり事業を行う空間を整備している。

1階には、子育てや講演会、チャレンジ教室事業などを行う多目的室や工作活動を行うことができる体験学習コーナー等が整備されている。多目的室は2室あり、一般向けにも貸出しがされている。

3階には、乳幼児や未就学児童までを対象とした子育て交流広場や小学2年生までが利用できるプレイルームが整備されている。それぞれ安全面への配慮から時間単位ごとの利用人数制限制を設けており、1時間あたり30名を上限として事業を展開している(なお、本年は猛暑日が続いていたため、利用待ちが続いていたとのことであった。)。

4階には、科学展示室や昆虫標本展示室が一つの区画に整備され、それらに隣接する形で科学体験ひろばが整理されていた。化学展示室等には、高松市周辺で産出された化石や鉱物、生息している鳥獣や昆虫の標本を展示しているほか、科学現象に関連する展示物が置かれている。こども未来館では、事業として長期休業中のチャレンジ教室や休日の科学体験教室を実施しているほか、校外学習として市内小学校や広域圏内の小学校から年間約4,500名の利用がある。





5階部分はプラネタリウムとなっており、校外学習のほか一般来場者が利用している。

2 夢みらい図書館について

2階部分全体が夢みらい図書館として整備されており、図書閲覧室と対面朗読室により構成されている。図書館業務は民間事業者に委託しており、職員 10 数名程度が交代で業務に当たっている。

図書閲覧室の中には一般閲覧ゾーンと児童閲覧ゾーンが別に設けられており、 児童が読書や調べ学習などができるように区画されている。また、閲覧室内には、 おはなしの部屋という読み聞かせ用の区画を設けており、子育て世代が読みきか せができるような配慮をしている。

3 平和記念館について

5階には、平和祈念館が整備されており、太平洋戦争戦時中の高松市の生活の 様子や空襲の規模や被害状況、戦後の復興の様子などに係る展示がされている。







香川県丸亀市

- 1 視察日時及び場所
 - (1) 日時 平成 30 年 7 月 20 日 (金) 午前 9 時~午前 10 時 35 分
 - (2) 場所 丸亀市川西コミュニティセンター
- 2 視察項目

丸亀市川西地区における防災まちづくり活動について

- 説明内容(要点筆記)
 - 1 川西地区連合自治会の概要と自治防災会設立の経緯及び取組概要について
 - (1) 川西地区連合自治会の概要について

川西町は東西に約 1 km、南北に約 5 kmの面積であり、ここに約 6,900 人がいる。ここに大きいところでは 65 件くらい、小さいところは 15 件くらいで構成される自治会が 47 ほどある。

また、同町には3つの大きなため池がある。香川県はため池の数が全国3位であり14,619個のため池がある。そのうち10万トンをこえるため池が199個であるが、そのうち川西町には3つある。先日の西日本豪雨でも見られたが、ため池の決壊というのがよく発生し、これらのため池が決壊したときのことを念頭においた対策や、香川県唯一の一級河川である土岐川が氾濫したときを想定した訓練をしている。

香川県では高松市と丸亀市でコミュニティ組織づくりに取り組んでいるが、丸 亀市は取りかかるのが早く、平成6年頃に市の方から非常に熱心にコミュニティ づくりをやりませんかと案内があった。

コミュニティ組織は校区単位で組織しており、丸亀市には 17 のコミュニティ組織がある。それぞれのコミュニティ組織のやっていることは基本的には同じであるが、各地区が抱えている課題などに取り組んでおり、部会というものを設けて自主運営をしている。

川西地区では、総務から環境、福祉、保健、青少年健全育成、防災の部会を作っている。概要としては、総務部会では自治会の加入促進をやっており、全国的に自治会、コミュニティ組織の加入は低下の一途をたどっている中で、川西町は5年ほど前までは丸亀市の中で最下位であった。防災の取組をこれほど取り組んでいるが最下位であり、丸亀市が香川県の全市の中で最下位であるので、県内の市の中で最下位ということになる。このままでは加入割合が30%程度になるということで、力を入れ今では持ち直してきている。その他に環境部会では里山づくりや美化活動、福祉部会では高齢者世帯への配食サービスなどを行っている。防災部会というのは、自主防災会の事務局のようなもの位置づけで地域の防災計画、避難計画などの企画を行っている。

次に、会計の概要についてであるが、特徴的なものとしては、川西地区では一

般会計のほかにまちづくり基金という特別会計を設けている。これは地区内に整備する資材庫等に必要な費用として1か所あたり約35万円必要なため、平成20年度から5か年計画で取り組むにあたり財源が必要であるということで設けたものである。本来であれば、5か年で当初の目的は達成したのだからなくすべきではないのかと感じるところであるが、現在はこの基金から備蓄をメインとした取組に支出している。

(2) 川西地区自治防災会設立の経緯

コミュニティ組織の設立については、先に説明したとおり平成6年に市の方で 積極的に案内をしており、市長や助役まで来て「地域コミュニティはこのような 素晴らしいことがある。」と説明されたので、コミュニティ組織を設立した。

しかし、実際に組織を立ち上げたが、5年ほど経っても全く活性化されなかったので、当時の会長に「何か活動の目玉になるようなものが必要なのではないか。」と申し上げたところ、会長から「何をしたいのか。」と聞かれたので、「防災か環境を目玉にしたらいかがか。」伝え、その結果として平成13年の2月に川西自治防災部会が設立した。

岩崎氏が会長へ就任したのは平成16年であり、それまでは前会長の下で事務局長という立場でまちづくりに取り組んでいた。会長に就任したことでまちづくりを任され、就任当初に防災にさらに取り組んでいこうと進めてきたが、思うように進まず、自分が率先して取り組む必要を感じ、会長兼防災部会長として足場固めを行い、平成19年から組織体制の整備を行った。

(3) 川西地区自治防災会設立の取組概要

川西地区の防災の取組は、大きく3段階に分けることができる。まず、基盤期平成16年から平成18年までの間は、神戸市や旧北淡町に何度も行き、神戸市の防災センターや旧北淡町にある震災記念公園、神戸市にあるまちづくり協議会で当時の被災状況や復興状況、意見交換をすることで防災にかける意識の醸成を図るなど、意識啓発や人集め、組織体制の強化や人材の育成など人づくりに取り組んできた。

平成19年からは川西地区自治防災会の躍動期であり、小学校との連携や、運営資金を確保することができた。また、広域連携の取組として川西地区自治防災会をはじめ20団体で香川西防災組織を構築することもできた。なお、同組織は今では400を超える団体で構成されるまでに至っている。

また、同時期には計画的に資機材の整備をしていこうということで、まず大きなものとしては、防災無線を宝くじのまちづくり助成金と丸亀市、香川県の補助金により整備した。

次に、発電機は通常のサイズのもので 20 機あり、大きな災害が発生した際に各自治会館へ配備することとしている。平時は川西自治会館で維持管理することとしており、定期的に確認することで、非常時に不具合なく作動できるようにして

いる。

平成23年から平成26年は充実した時期であり、連携の輪を拡大した時期である。地区内の民間事業者の方から地域の手伝いをしたいとの呼びかけがあり、倉庫の提供や資金を支援して頂いている。

近年の取組としては、備蓄の充実に力を入れており、大型の発電機を2台整備した。導入した発電機については、1台は小学校へ、もう1台は地域にあるガソリンスタンドと精米機、そしてコミュニティセンターの夜の電源として稼働させる予定である。また、その他に非常時の常設トイレを整備したところである。

岩崎氏は、前職で設備やサービスをいかに長く使用できるようにするか、故障が出る前に故障が出ないようにすることや、被害を最小にするために自分で被害が起きそうなか所を想定し、未然防止に努めることを長年経験されていた。

同氏は防災の取組にも全く同じことが言えると考えており、災害はいずれ起きることであるから、川西地区ではどのような行動を起こしていれば、被害を最小に抑えることができるか、地域の人を守ることができるかを意識して取り組んでいる。

2 川西地区自治防災会における防災の取組について

(1) 地区内の避難所の整備

地図上の赤い丸数字は、一次避難場所を含めた避難所である。川西地区では、 ため池が決壊したときに小学校や中学校に避難している時間がないので、民間避 難所の高台へいち早く避難できるような仕組みづくりに取り組んでいる。

地区内の株式会社ウチダという会社は、今から 12 年ほど前に工場を建てたが、 工場のスペースが半分ほど空いているから、それを一次避難所として使わせてほ しいということで契約(総務省や消防署から民間企業と契約を結んだ国内第 1 号) し、このことを契機として地区内の避難所のうち半分ほどは民間の施設を借りて 避難所としている。

なお、提携している民間施設は合鍵を事務局に預けているため、休業日などで あっても施設を使用することが可能である。

(2) 救出用資材庫と土嚢ステーションの整備

地図上の濃い緑色は、救出用の資材庫である。従来は、地区のコミュニティセンターに救出用資材を置いていたが、救出用の資材はいち早く使わないとだめだろうということで、住宅が密集しているところに救出用資材を配材した。ここを含めて12か所の防災ステーションとして、農業用水路の上に水利組合長の了解を頂き、その周囲には軽トラックを3台、4台ほど停められるようなスペースを確保し、平成20年度から5か年計画で取り組んだ。

この取組については、行政から補助を受けることなく、自己資金だけでやりくりをして、1か所あたり平均で35万円ほどかかっているが、地区内に資材庫を整備した。

また、同様に地区内の8か所に土嚢を1か所あたり100袋から150袋ほど備蓄 した土嚢ステーションを整備している。これは、電話さえ頂ければ、住民の皆さ んや消防団員に自由に使うことができるようにしている。

(3) 企業と連携した備蓄ステーションの取組

最近お金も手間もかけているのが、地図上に青色で記載している備蓄庫である。 これは民間社屋を活用した備蓄ステーションである。先ほどは土嚢についてお話 ししたが、こちらは食糧等の備蓄である。水や食料はスペースを要するので、企 業にお願いをして、倉庫や事務所をお借りしている。

熊本地震でも見られたが、災害の際には関連死というのが大きな問題になり、 熊本地震では地震による直接的な死亡数の4倍にもなっていた。川西地区では、 避難所の環境をより良くするという観点からトイレや寝所等をできるだけ日常に 近くするために、関連資材の備蓄に取り組んでいる。

(4) 防災用井戸の整備

地図上にピンク色で点在しているのは、防災用に使用させていただく井戸である。災害時には水道がストップしてしまう。飲料水は全国からペットボトルで届くが、洗ったり、流したりする生活用水を確保するために井戸を整備している。

(5) 香川大学と連携した防災マップの作成

平成17年度から平成18年度にかけて香川大学創造工学部と連携して地区内の防災マップを作成し、前記(1)から(4)までの取組において整備した内容を地図上に整理している。

(6) 小学校と連携した防災教育の実施

小学校との連携については、平成13年から当時の学校長と毎年交渉してきたが 取り組むまでには至らず、平成19年に当時の小学校長の理解を得て、小学校と連 携した防災教育に取り組み、現在まで取組が続いている。

川西地区では、小学校5年生の3学期から防災教育を開始し、6年生の1年間で4回程度防災教育を実施しており、十数年継続して取り組んでいることで、地区の子どもにも防災意識の植え付けを行っている。

(7) 災害用トイレの整備

災害時に施設内のトイレが停電や配管自体のシステムダウンにより使用できない場合があるため、そのような場合でもトイレを使用できるよう、汲み取り式トイレを整備した。平時はトイレの便器等は倉庫で維持管理してあり、非常時に接合することとしており、1度の汲み取りで2,000名程度まで対応できる。